

アスベストの分類と対応方針

平成17年9月22日

1. アスベストの分類

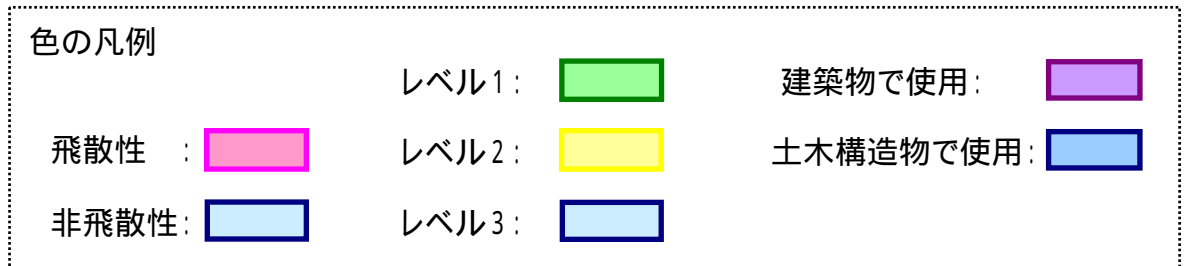
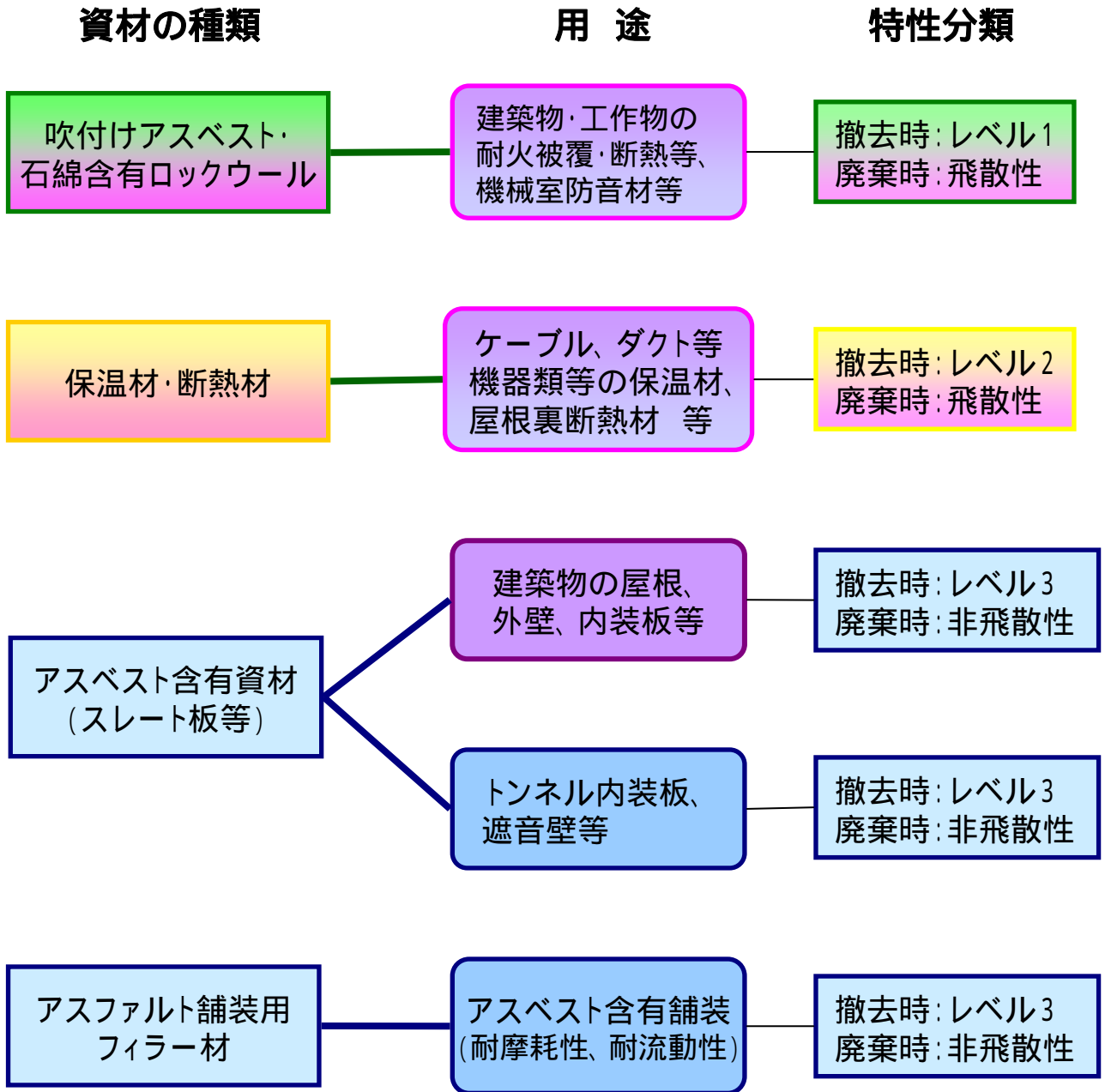
1.1 飛散性・非飛散性及びレベル1～3の区分

廃棄物としての飛散性・非飛散性の区分 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則) 参考資料-1-2 作業レベル1～3の区分 (「建築物の解体・改修工事における石綿障害の予防」(平成17年7月 建設業労働災害防止協会)) 参考資料-1-1		飛散性	非飛散性
			石綿建材除去事業(建築物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。)で発生した廃石綿等(令第二条の四第五号へ)。 道路工作物に係る作業にも敷衍する
レベル1	著しく発じん量が多い作業で、作業場所の隔離や高濃度の粉じん量に対応した防じんマスク、保護衣を適切に使用するなど、厳重なばく露防止対策が必要なレベル	吹付け石綿(施行規則第一条の二第7項第一号)	-
レベル2	比重が小さく、発じんしやすい製品の除去作業であり、レベル1に準じて高いばく露防止対策が必要なレベル	石綿保温材 けいそう土保温材 パーライト保温材 上と同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材(施行規則第一条の二第7項第二号) (保温材には断熱材、耐火被覆材を含む)	-
レベル3	発じん性が比較的低い作業で、破碎、切断等の作業においては発じんを伴うため、湿式作業を原則とし、発じんレベルに応じた防じんマスクを必要とするレベル	-	・上記以外の石綿含有建材 アスベスト含有舗装は、ここに分類されると判断

注) 上表は石綿等を含む物質のうち、白石綿のみを含有し、含有量(重量)が1%を超えるものを対象とする。

(石綿障害予防規則第二条第2項)

1.2 道路施設のアスベスト使用類型



2 対応方針

2.1 吹付けアスベスト等(レベル1、飛散性)の使用が判明した場合の対応(案)

	存在が確認された場合		解体・撤去及び処理時 5	
		飛散のおそれがある場合 3	左記以外の場合	
建築物	曝露するおそれがある場合 4	<p>石綿則 10条に規定</p> <p>直ちに、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じる 1</p> <p>直ちに除去しない場合は、計画的に除去</p>	<p>囲い込み等の措置を実施し、</p> <p>計画的に除去</p>	<p><解体・撤去時> 石綿障害予防規則、大気汚染防止法等 工事計画届出(吹付けアスベスト除去) 十分な湿潤化 除去作業場所の隔離(吹付けアスベスト除去)、立入禁止の措置 作業員は呼吸用保護具(防塵マスク)、作業衣または、保護衣を着用 等</p> <p><処理時> 廃棄物処理法 特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として処分 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 特別管理産業廃棄物の許可業者(収集運搬、処分)に処理委託 埋立処分の際は、耐水性の材料による二重梱包または固形化の措置 養生用ビニールシート、保護衣等も「廃石綿等」として処理</p>
	上記以外の場合(たとえば、天井裏)	<p>人が曝露するところに飛散する恐れがある場合は、上記と同じ</p> <p>それ以外の場合は、右記と同じ</p>	<p>現状観察とし、</p> <p>計画的に除去</p>	
土木工作物等	市街地及びその近郊	<p>直ちに、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じる 2</p> <p>直ちに除去しない場合は、計画的に除去</p>	<p>周辺土地利用を考慮し、</p> <p>封じ込め、あるいは囲い込みを実施し、</p> <p>計画的に除去</p>	同上
	上記以外		<p>当面、現状を観察</p>	

1 石綿則10条:事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを飛散させ、及び労働者がその粉じんに暴露するおそれがあるときは、当該石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2 屋外に設置されている構造物において、吹付けアスベスト等の使用(管理)を規定する法律はない(石綿則10条は、建物が対象)。

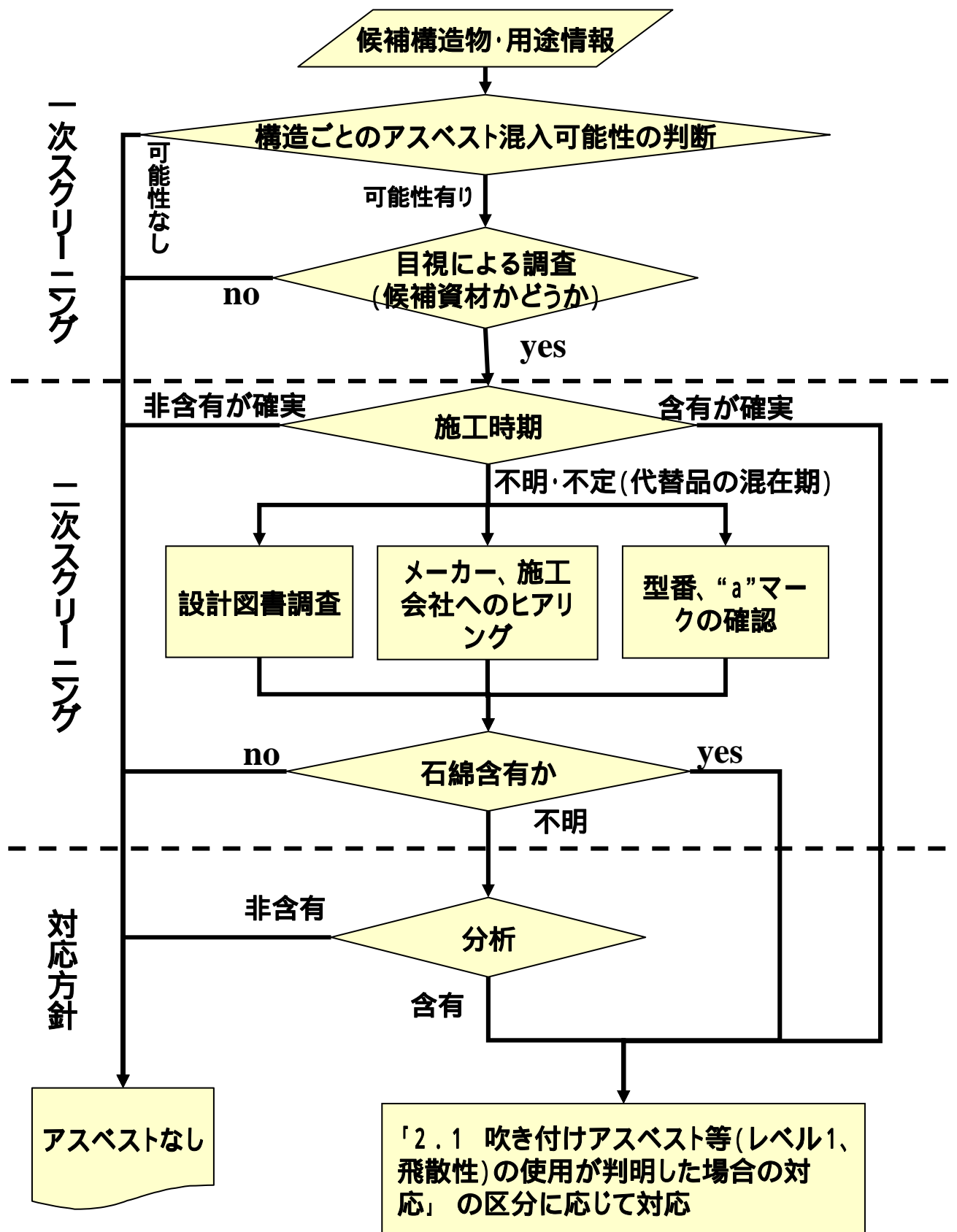
3 飛散のおそれのある場合とは、層表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地とアスベスト層との間の浮き・はがれ、層の局部的損傷・欠損、層の損傷・欠損とする(参考資料-2)

(出典:既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 日本建築センター)

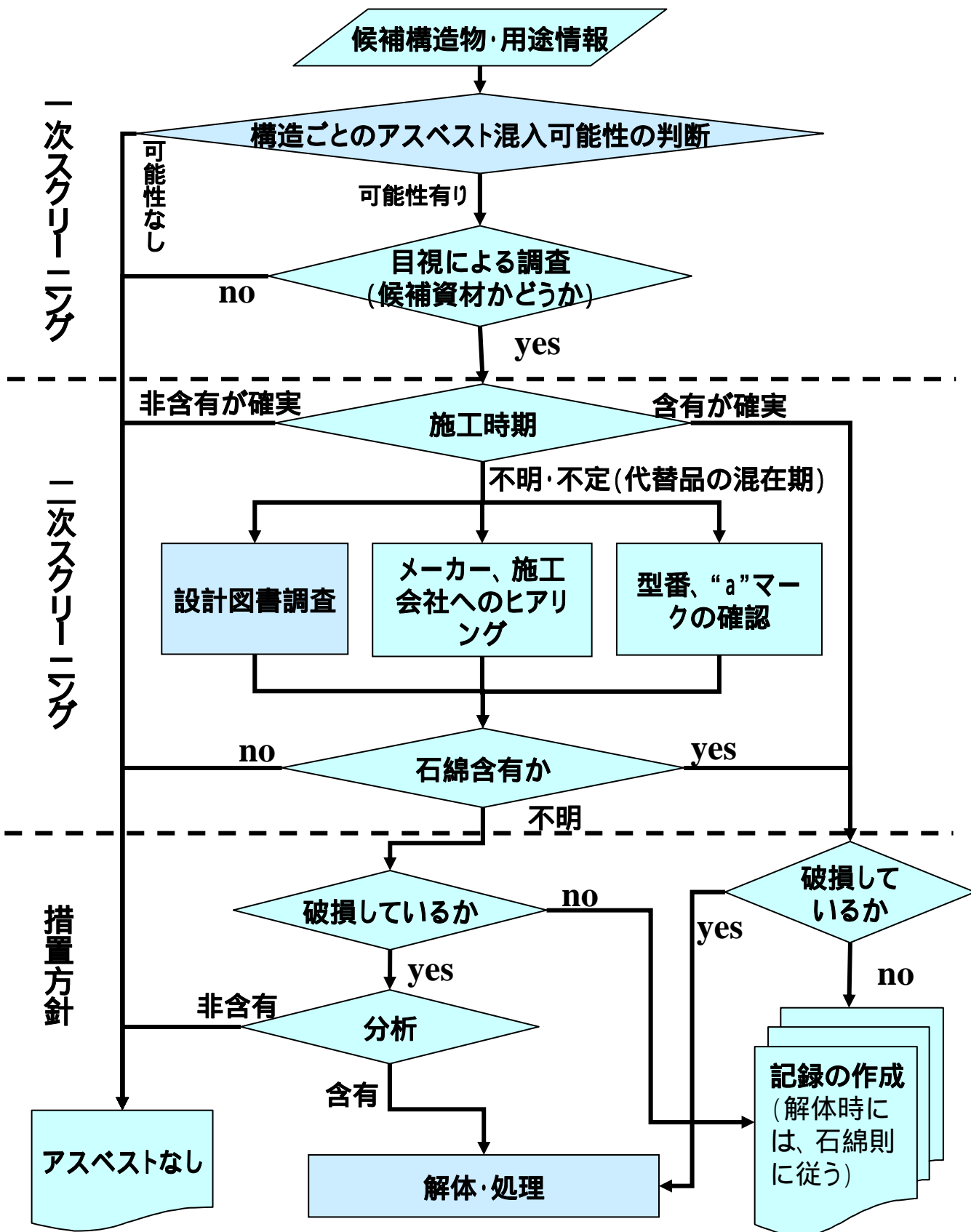
4 暴露するおそれがある場合とは、その空間に人が立ち入る場合とする。

5 解体・撤去及び処理時の手順は、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会)が参考になる。

2.2 アスベスト含有保温材等(レベル2、飛散性)の調査と措置(案)



2.3 アスベスト含有資材等(レベル3、非飛散性) (アスファルト舗装を除く)の調査と措置(案)



2.4 レベル3 (非飛散性) アスファルト舗装の調査と措置

